那須烏山市現代版烏山線鉄道唱歌使用申請書

　　年　　月　　日

　那須烏山市長　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　那須烏山市現代版烏山線鉄道唱歌を使用したいため、下記のとおり申請します。

　なお、使用にあたっては、「那須烏山市現代版烏山線鉄道唱歌使用上の注意」の記載事項を遵守いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 |  |
| 使用の対象（商品・広告等） |  |
| 使用期間 | 　　　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日 |
| 楽曲提供方法 | □ホームページからダウンロード□CD-R貸出　※貸出から１０日以内にまちづくり課へご返却ください。 |

添付書類

　(1)企画概要書、商品資料　等（具体的な使用内容が確認できるもの）

　(2)その他参考となる資料

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局欄使用承認　　　　□承認　　　　　　□不承認データ提供　　　□CD-R（番号　　　貸出日　　／　　　返却日　　／　　）　　　　　　　　□ダウンロード | 受付印 |
|  |

那須烏山市現代版烏山線鉄道唱歌使用上の注意

１　那須烏山市現代版烏山線鉄道唱歌を使用する場合は、あらかじめ、「那須烏山市現代版烏山線鉄道唱歌使用申請書」に次に掲げる資料を添えてご提出ください。なお、使用料は無料です。

　⑴　企画概要書、商品資料　等（具体的な使用内容が確認できるもの）

　⑵　その他参考となる資料

２　次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認できません。

　⑴　市の品格及びイメージをおとしめるおそれがあるとき。

　⑵　法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

　⑶　特定の政治、思想及び宗教活動に使用されるおそれがあるとき。

　⑷　不当な利益をあげるために使用されるおそれがあるとき。

　⑸　使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。

　⑹　その他使用が適当でないと認めるとき。

３　那須烏山市現代版烏山線鉄道唱歌を使用する場合は、次のことを守ってください。

　⑴　申請書に記載した目的にのみ使用すること。

　⑵　那須烏山市現代版烏山線鉄道唱歌の形態をみだりに変更しないこと。

　⑶　使用承認の権利を譲渡又は転貸しないこと。

　⑷　那須烏山市現代版烏山線鉄道唱歌の全部又は一部を使用して特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他これらに準ずる財産権を取得しないこと。

　⑸　那須烏山市現代版烏山線鉄道唱歌使用により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合は、当該使用者の責任において、その損害額を負担し、又は賠償しなければならない。

４　次の各号に該当するときは、使用の中止その他必要な措置を命ずる場合があります。

　⑴　使用の条件に違反したとき。

　⑵　前号のほか、市長が必要であると認めたとき。



使用上の注意を守って

正しくご使用いただきますよう

お願いいたします。

【お問い合わせ先】

那須烏山市役所まちづくり課

〒321-0692　那須烏山市中央1-1-1

TEL：0287-83-1151　FAX：0287-83-1142

E-mail：machizukuri@city.nasukarasuyama.lg.jp